

# 近江商人のエートスと青年会規約

龍谷大学 窪田和美

## 1 目的

この報告の目的は、内藤莞爾の「宗教と経済倫理—浄土真宗と近江商人—」という論文に一部の修正と追加を施すことにある。内藤によると、近江商人のエートスには宗教、とりわけ浄土真宗の教義から影響を受けているとしている。「近江商人の経済倫理の一端が、浄土真宗の教義によって基礎づけられた」という内藤の説を指示するものの、もう一つ別の要素が近江商人のエートスに働きかけたこととらえて、近江商人のエートスに働きかけた要素をさぐることにある。ここで、エートスとは「宗教、支配構造、制度、組織などとの関連で、主導的な社会階層を構成する個人のうちに共有されている信念である」としておく。彼らのエートスに寄与した要素は、滋賀の村落共同体に継承されてきた社会規範のうちにみいだすことが可能だと推察している。具体的には、商家の家憲・店則と村落共同体の青年会規約の比較分析を通して、その検証を試みることにする。

## 2 方法

そこで、分析対象データとしてとりあげたのは、近江商人辻善兵衛家の明治期における「家憲」と「店則」、これに対して村落共同体が所蔵する明治期の「青年会規約」である。両者は規程の形式で明文化され現存している。商家（商店）と地域（青年会）をそれぞれ社会システムととらえて、各々の規程をパーソンズの機能図式「AGIL」に分類してみた。家憲や店則は商家のエートスを顕在化したものであり、他方青年会規約は、青年会の運用規程であるとともに成員にとっては遵守すべき社会規範として明示されているものである。それぞれの機能図式は、さらに縦軸に商家(商店)と地域(青年会)、横軸に理念と運用という4つに分割した図を作成した後、その対応についてみていくことにした。

## 3 結果

分析の結果、上述した図からは、政治価値、統合価値、文化価値の領域において共通する規定、あるいは対応する規定をとりだすことができた。そうであるならば、近江商人のエートスには地域社会における社会規範の影響を受けていたと考えることができる。換言すれば、近江商人は、地域社会における村落共同体の社会規範に依拠することなく、彼らに独自のエートスを形成することが困難であったとも言い得るのである。

## 4 結論

以上から、内藤が、近江商人のエートスは宗教の教義から影響を受けていると述べたが、近江商人のエートスのなかには宗教倫理によるものだけでなく、滋賀という地域社会に継承されてきた社会規範のうちに、その要素をみいだすことができた。すなわち、近江商人のエートスには青年会規約からの影響があったことを証明することが可能であった。さらに分析結果をみていくと、この地域に独自の価値観を散見することもできたが、それについては別の機会に譲ることにする。

## 文献

内藤莞爾, 1978, 『日本の宗教と社会』御茶の水書房

岡澤憲一郎, 1990, 『マックス・ウェーバとエートス』文化書房博文社